

愛知学院大学履修に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日
施行

(概要)

第 1 条 本規程は、愛知学院大学学則（以下「学則」という。）に掲げる授業科目の履修登録、及び単位認定に関する細則を定める。ただし、薬学部、歯学部については別に定める。

(卒業に必要な単位)

第 2 条 各科目の履修によって修得できる単位数は、学則第 7 条の定めに従う。

2 卒業には学則第 8 条に定める 128 単位以上の単位の修得が必要である。ただし、これには愛知学院大学が認定した科目の単位数を含めることができる。

(履修手続き)

第 3 条 科目を履修するには、各学期の指定された期間内に履修登録手続きおよび履修変更手続きを完了しなければならない。

2 負傷及び疾病等により長期にわたって授業科目が受講できない場合、所定の期限内に取消し科目を申請し、所属学部長が許可の上、教務部長の承認を得た場合、履修科目を取消することができる。

3 履修の登録、変更及び取消の手続きは、学生本人が行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、教務部長の承認を得て代理人による手続きを行うことができる。なお、手続き期間はあらかじめ定められた期間に従うものとし、手続期間の変更は一切認めない。

(履修に関する制限)

第 4 条 履修登録に際しては、次に掲げる制限単位を守らなければならない。

学年	セメスター	履修制限単位	
		上限	下限
1 年	第 1	28 単位 (春学期と秋学期の合計は 44 単位とする。ただし、健康科学科、健康栄養学科は 48 単位とする)	16 単位
	第 2		16 単位
2 年	第 3		14 単位
	第 4		14 単位
3 年	第 5		10 単位
	第 6		10 単位
4 年	第 7		2 単位
	第 8		2 単位

2 前セメスターの GPA が 3.0 以上の場合、次のセメスターは、教務部長に願い出ることにより 2 単位多く履修することができる。

3 心身科学部健康科学科、健康栄養学科は、第 1 項の履修制限単位の上限において、所属学部長が許可し、教務部長の承認を得た場合はこの限りではない。

4 第 3 条第 2 項における、履修の取消にて履修制限単位の下限を下回る場合はこの限りではない。

5 教職課程・図書館司書課程・学校図書館司書教諭課程・博物館学芸員課程に関する科目は第 4 条第 1 項の制限に含めない。

6 同一時限に開講される複数科目を同時に履修登録することはできない。

7 既に単位を修得した科目を再度履修する場合は、履修登録までに教務事項を扱う部所へ申し出なければならない。

(単位修得の要件)

第 5 条 単位修得には、履修登録を完了した科目を受講し、定期試験等による成績評価を経なけ

ればならない。

2 定期試験等による成績評価については、「愛知学院大学試験要領」に定める。

(単位の認定)

第6条 成績評価は、次の基準により実施する。

(1) 学則第9条に定める成績評価

評語	評価	ポイント	100点満点での 得点範囲	評価基準
AA	秀	4	90点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A	優	3	89点から80点	科目内容を修得し、優れた成績を修めた者
B	良	2	79点から70点	科目内容を修得し、良好な成績を修めた者
C	可	1	69点から60点	科目内容を修得したと認められる者
D	不合格	0	59点から30点	科目内容を修得したとは認められない者
E	不合格	0	29点以下	科目内容を修得したとは認められず、修得には再度の履修が必要である者

(2) 学則以外に定める成績評価

評語	評価	ポイント	評価基準
認	認定	—	他機関の判定に基づき科目内容の修得を認定する
K	不合格	0	試験を受けていない者
S	不合格	0	科目開講回数の三分之一を超えて欠席し、失格となった者

2 成績の通知、成績証明は、成績簿に基づき前項に掲げる表の評語を用いて行う。

3 学修の到達度を表すために GPA (Grade Point Average) 制度を用いて評価する。詳細については別に定める。

(履修の指導)

第7条 学部において学生の履修状況に応じ、適切な指導を行う。

(事務)

第8条 本規程に関する事務は教務事項を扱う部所が所掌する。

(改訂)

第9条 本規程の改訂または実施に必要な事項については、愛知学院大学教務委員会において審議し、代表教授会の承認を得る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

なお、愛知学院大学履修要領は、この規程の施行日をもって廃止する。